

日本赤十字社事業局血液事業部長 殿

厚生労働省医薬局血液対策課

供血血液の供血歴の確認等の徹底について

標記については、平成15年6月12日付医薬血発第0612001号通知（以下「標記通知」という。）を貴社社長宛て発出したところである。

輸血に伴う副作用への対応については、「血液製剤の使用指針及び輸血療法の実施に関する指針について」（平成11年6月10日付け医薬発第715号）において、輸血後の検査等の在り方を示したところであるが、標記通知のⅠ.（1）②（（2）において準用する場合を含む。）に掲げる患者に対する情報提供の方法等の詳細については、次回の薬事・食品衛生審議会血液事業部会（平成15年7月16日開催予定）において検討することとしており、当部会での審議を踏まえ、別途通知することを予定しているのをご了知いただきたい。

